臨床研究法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

臨床研究法の施行期日を定める政令

内閣は、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床研究法の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令

内閣は、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二十四条第二号（同法第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床研究法（以下「法」という。）第二十四条第二号（法第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

三　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

四　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

八　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

九　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

十一　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

十二　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

第三十三条の三第一項に次の一号を加える。

十四　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第三十三条の三第二項第六号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削り、同項に次の一号を加える。

十四　臨床研究法

附則第三条中「第三十三条の三第一項第七号」を「第三十三条の三第一項第八号」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の五に次の一号を加える。

二十四　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

三十二　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第四条の三に次の一号を加える。

三十五　臨床研究法

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一号を加える。

十二　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第六条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）」を「、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）」に改める。

第十四条の二及び附則第三条中「及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」を「、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法」に改める。